

特定非営利活動法人アシスト定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人アシストという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を京都府亀岡市南つつじヶ丘大葉台1丁目14番7号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、身障者及び高齢者、要介護者になっても、すみ慣れたまちで安心して暮らすことが出来るよう、身障者及び高齢者、要介護者に対するホームヘルパー派遣サービスや日常生活の介護、介助、健康管理を行い又ホームヘルパー養成研修を行うことによって、在宅福祉サービスの量的拡大と質的向上を図り、身障者及び高齢者、要介護者がいきいきとした人生を送る事並びに急速に進む高齢化社会に対応することが出来る福祉環境の整備と高齢者や要介護者を取り巻く社会福祉の向上に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

(1)保健、医療又は福祉の増進を図る活動

(2)社会教育の推進を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1)特定非営利活動に係る事業

①介護保険法による訪問介護、通所介護の居宅サービス事業

②介護保険法による居宅介護支援事業

③介護用品の販売及び貸与事業

④介護保険法によるホームヘルパーの養成研修に関する事業

⑤身障者及び高齢者、要介護者向け介護設備住宅の新築及び増改築に伴う斡旋事業

⑥身障者及び高齢者、要介護者に対する日常生活の介護、介助、健康管理を行う事業

⑦身体障害者居宅介護事業

⑧一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送事業）

⑨介護保険法に基づく第1号訪問事業及び第1号通所事業

⑩介護保険法に基づく地域密着型サービス事業

⑪介護保険法による訪問入浴介護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所リハビリテーション事業

⑫障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の経営

⑬市町村地域生活支援事業

⑭児童福祉法に基づく障害児通所支援事業

⑮児童福祉法に基づく障害児相談支援事業

⑯障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく一般相談支援事業

⑰障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく特定相談支援事業

⑱障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの経営

⑲介護保険法及び医療法に基づく訪問看護事業

⑳介護保険法に基づく介護予防訪問看護事業

㉑その他目的を達成する為に必要な事業

(2) その他の事業

①整体院、接骨院、鍼灸治療院、気功の施術所、エステティックサロン、及びリラクゼーションサロンの経営、運営及び管理

②高齢者専用賃貸住宅、有料老人ホーム及び高齢者住宅の企画及び運営

③不動産、住宅設備機器及びそれらの使用权の売買、賃貸借及び管理

④その他目的を達成する為に必要な事業

- 2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、利益を生じた場合は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体

(2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し資金的援助協力出来る個人及び団体

(入会)

第7条 正会員は、次に掲げる条件を備えなければならない。

(1) この法人の主旨を理解し、賛同できる方。

- 2 会員として入会しようとする者は、会員の種別を記載した入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、その者が前項に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

- 3 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 退会届の提出をしたとき。

(2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。

(3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することがで

きる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拋出金品の不返還)

第 12 条 既納の入会金、会費及びその他の拋出金品は、返還しない。

第 4 章 役員及び職員

(種別及び定数)

第 13 条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理 事 3 人～5 人

(2) 監 事 1 人～2 人

2 理事のうち、1 人を理事長、1 人を副理事長とする。

(選任等)

第 14 条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは 3 親等以内の親族が 1 人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び 3 親等以内の親族が役員の総数の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第 15 条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事はこの法人の業務についてこの法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前 2 号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第 16 条 役員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項に規定にかかわらず、任期満了前に、就任後 2 事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とする。また、任期満了後後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長することができる。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の

任期の残存期間とする。

- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 17 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 18 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 19 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第 20 条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

- 2 職員は、理事長が任免する。

第 5 章 総会

(種別)

第 21 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 22 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 23 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 50 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 24 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法による招集の請求があったとき。

(3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から10日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前2条、次条第1項及び第51条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名、押印しなければならない。

3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した

議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があったとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から10日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 38 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が記名、押印しなければならない。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 39 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第 40 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の 2 種とする。

(資産の管理)

第 41 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 42 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 43 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の 2 種とする。

(事業計画及び予算)

第 44 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 45 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

- 2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第 46 条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

- 2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第 47 条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 48 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 49 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 50 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 51 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項を変更する場合は、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第 52 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 53 条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、総会で議決したものに譲渡するものとする。

(合併)

第 54 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 55 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

第 10 章 雑則

(細則)

第 56 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	坂本 辰之
副理事長	千頭 一彦
理事	嵯峨 泰子
監事	園田 美恵子

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から平成 16 年 6 月 30 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 44 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 49 条の規定にかかわらず、成立の日からその事業年度末までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

正会員

- (1) 入会金 5,000 円
- (2) 会費 0 円

賛助会員

- (1) 入会金
 - 個人 1 口 2,000 円
 - 団体 1 口 5,000 円
- (2) 会費
 - 個人 0 円
 - 団体 0 円

附 則

この定款は、定款変更認証の日から施行する。

附 則

この定款は、定款変更認証の日から施行する。

附 則

この定款は、定款変更認証の日から施行する。

附 則

この定款は、定款変更認証の日から施行する。

附 則

この定款は、定款変更認証の日から施行する。

附 則

この定款は、定款変更認証の日から施行する。

(法第 25 条第 5 項関係)

令和 7 年度の事業計画書

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

特定非営利活動法人アシスト

1 事業実施の方針

今後、これまでの介護事業、障がい児支援事業のみならず、訪問看護事業に関与し、さらなる高齢者の福祉の増進に寄与する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の 実施予定日時 (B) 当該事業の 実施予定場所 (C) 従事者の 予定人数	(D) 受益対象 者の範囲 (E) 予定人数	事業費の 予算額 (概算) (単位: 千円)
①介護保険法による訪問介護、通所介護の居宅サービス事業 ②介護保険法による居宅介護支援事業 ③介護用品の販売及び貸与事業 ④介護保険法によるホームヘルパーの養成研修に関する事業 ⑤身障者及び高齢者、要介護者向け介護設備住宅の新築及び増改築に伴う斡旋事業 ⑥身障者及び高齢者、要介護者に対する日常生活の介護、介助、健康管理を行う事業 ⑦身体障害者居宅介護事業 ⑧一般乗用旅客自動車運送事業 (福祉輸送事業)	ホームヘルパー派遣及び障害者居宅支援事業 亀岡市地域支援事業	令和 7 年 4 月から 令和 8 年 3 月 亀岡市、南丹市内 40 人	利用者 66 名	70,000

⑨介護保険法に基づく第1号訪問事業及び第1号通所事業 ⑩介護保険法に基づく地域密着型サービス事業 ⑪介護保険法による訪問入浴介護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所リハビリテーション事業 ⑫障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の経営 ⑬市町村地域生活支援事業	高齢者通所介護事業	令和7年4月から 令和8年3月 南丹市内 12人	利用者15名	44,000
⑭児童福祉法に基づく障害児通所支援事業 ⑮児童福祉法に基づく障害児相談支援事業 ⑯障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく一般相談支援事業 ⑰障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく特定相談支援事業	障害者（児）支援事業	令和7年4月から 令和8年3月 亀岡市内 10人	利用者15名	17,000

⑱障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの経営	福祉事業	令和7年4月から 令和8年3月 亀岡市内 2人	利用者4名	5,000
⑲介護保険法及び医療法に基づく訪問看護事業 ⑳介護保険法に基づく介護予防訪問看護事業	訪問看護事業	令和7年8月から 令和8年3月 亀岡市内 3人	利用者20名	8,800

(2) その他の事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の 実施予定日時 (B) 当該事業の 実施予定場所 (C) 従事者の 予定人数	(D) 受益対象 者の範囲 (E) 予定人数	事業費の 予算額(概算) (単位:千円)
①整体院、接骨院、鍼灸治療院、気功の施術所、エステティックサロン、及びリラクゼーションサロンの経営、運営及び管理 ②高齢者専用賃貸住宅、有料老人ホーム及び高齢者住宅の企画及び運営 ③不動産、住宅設備機器及びそれらの使用権の売買、賃貸借及び管理	実施予定なし			

(備考)

- 1 設立当初の事業年度の事業計画書及び翌事業年度の事業計画書は、それぞれ別葉として作成する。
- 2 2は、(1)には特定非営利活動に係る事業、(2)にはその他の事業について区分を明らかにして記載する。
- 3 2(2)には、定款上「その他の事業」に関する事項を定めているものの、翌事業年度にその他の事業を実施する予定がない場合、「実施予定なし」と記載する。

(法第 25 条第 5 項関係)

令和 8 年度の事業計画書

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

特定非営利活動法人アシスト

1 事業実施の方針

今後、これまでの介護事業、障がい児支援事業のみならず、訪問看護事業に関与し、さらなる高齢者の福祉の増進に寄与する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の 実施予定日時 (B) 当該事業の 実施予定場所 (C) 従事者の 予定人数	(D) 受益対象 者の範囲 (E) 予定人数	事業費の 予算額 (概算) (単位: 千円)
①介護保険法による訪問介護、通所介護の居宅サービス事業 ②介護保険法による居宅介護支援事業 ③介護用品の販売及び貸与事業 ④介護保険法によるホームヘルパーの養成研修に関する事業 ⑤身障者及び高齢者、要介護者向け介護設備住宅の新築及び増改築に伴う斡旋事業 ⑥身障者及び高齢者、要介護者に対する日常生活の介護、介助、健康管理を行う事業 ⑦身体障害者居宅介護事業 ⑧一般乗用旅客自動車運送事業 (福祉輸送事業)	ホームヘルパー派遣及び 障害者居宅支援事業 亀岡市地域支援事業	令和 8 年 4 月から 令和 9 年 3 月 亀岡市、南丹市内 40 人	利用者 66 名	70,000

⑨介護保険法に基づく第1号訪問事業及び第1号通所事業 ⑩介護保険法に基づく地域密着型サービス事業 ⑪介護保険法による訪問入浴介護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所リハビリテーション事業 ⑫障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の経営 ⑬市町村地域生活支援事業	高齢者通所介護事業	令和8年4月から 令和9年3月 南丹市内 12人	利用者15名	52,200
⑭児童福祉法に基づく障害児通所支援事業 ⑮児童福祉法に基づく障害児相談支援事業 ⑯障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく一般相談支援事業 ⑰障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく特定相談支援事業	障害者（児）支援事業	令和8年4月から 令和9年3月 亀岡市内 10人	利用者15名	17,000

⑱障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの経営	福祉事業	令和8年4月から 令和9年3月 亀岡市内 2人	利用者4名	5,000
⑲介護保険法及び医療法に基づく訪問看護事業 ⑳介護保険法に基づく介護予防訪問看護事業	訪問看護事業	令和8年4月から 令和9年3月 亀岡市内 3人	利用者20名	10,000

(2) その他の事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の 実施予定日時 (B) 当該事業の 実施予定場所 (C) 従事者の 予定人数	(D) 受益対象 者の範囲 (E) 予定人数	事業費の 予算額(概算) (単位:千円)
①整体院、接骨院、鍼灸治療院、気功の施術所、エステティックサロン、及びリラクゼーションサロンの経営、運営及び管理 ②高齢者専用賃貸住宅、有料老人ホーム及び高齢者住宅の企画及び運営 ③不動産、住宅設備機器及びそれらの使用権の売買、賃貸借及び管理	実施予定なし			

(備考)

- 1 設立当初の事業年度の事業計画書及び翌事業年度の事業計画書は、それぞれ別葉として作成する。
- 2 2は、(1)には特定非営利活動に係る事業、(2)にはその他の事業について区分を明らかにして記載する。
- 3 2(2)には、定款上「その他の事業」に関する事項を定めているものの、翌事業年度にその他の事業を実施する予定がない場合、「実施予定なし」と記載する。

令和7年度活動予算書

特定非営利活動法人アシスト
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(単位：円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費	120,000		
2. 受取寄附金			
3. 事業収益			
介護報酬	174,000,000		
その他	25,000,000		
4. 雑収入	6,000,000		
5. 受取利息	40,000		
		205,160,000	
経常収益計			205,160,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給与手当	100,000,000		
法定福利費	13,400,000		
福利厚生費	2,000,000		
	115,400,000		
(2) その他経費			
旅費交通費	6,000,000		
減価償却費	5,000,000		
通信費	1,900,000		
賃借料	2,500,000		
消耗品費	1,900,000		
その他	12,100,000		
その他経費計	29,400,000		
事業費計	144,800,000		
2. 管理費			
(1) 人件費			
給与手当	11,000,000		
法定福利費	1,600,000		
福利厚生費	500,000		
	13,100,000		
(2) その他経費			
水道光熱費	5,300,000		
支払手数料	4,000,000		
保険料	3,500,000		
燃料費	2,600,000		
.....	15,000,000		
その他経費計	30,400,000		
管理費計		43,500,000	
経常費用計			188,300,000
当期経常増減額			
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益			
経常外収益計			
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損			
支払利息	1,500,000	1,500,000	
経常外費用計			1,500,000
当期正味財産増減額			15,360,000
前期繰越正味財産額			121,064,427
次期繰越正味財産額			136,424,427

令和8年度活動予算書

特定非営利活動法人アシスト
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(単位：円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費	120,000		
2. 受取寄附金			
3. 事業収益			
介護報酬	174,000,000		
その他	29,000,000		
4. 雑収入	6,000,000		
5. 受取利息	40,000		
		209,160,000	
経常収益計			209,160,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給与手当	108,000,000		
法定福利費	13,800,000		
福利厚生費	3,000,000		
	124,800,000		
(2) その他経費			
旅費交通費	6,000,000		
減価償却費	5,000,000		
通信費	1,900,000		
賃借料	2,500,000		
消耗品費	1,900,000		
その他	12,100,000		
その他経費計	29,400,000		
事業費計	154,200,000		
2. 管理費			
(1) 人件費			
給与手当	11,000,000		
法定福利費	1,600,000		
福利厚生費	500,000		
	13,100,000		
(2) その他経費			
水道光熱費	5,300,000		
支払手数料	4,000,000		
保険料	3,500,000		
燃料費	2,600,000		
.....	15,000,000		
その他経費計	30,400,000		
管理費計		43,500,000	
経常費用計			197,700,000
当期経常増減額			
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益			
経常外収益計			
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損			
支払利息	1,500,000	1,500,000	
経常外費用計			1,500,000
当期正味財産増減額			9,960,000
前期繰越正味財産額			136,424,427
次期繰越正味財産額			146,384,427